平成２１年（フ）第８８６号
盛岡市盛岡駅前北通６番９―405号
債務者　鳴海　有貴（旧姓坂庭・田畑）
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８９２号
盛岡市北天昌寺町14番３号　ファミーユＡ―102号
債務者　髙橋　佳孝
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２４３号
福島県河沼郡会津坂下町大字白狐字土堰甲1014番地３、前住所福島県喜多方市豊川町一井字六百苅1702番地
債務者　加藤　哲也（旧姓立川）
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第７０４号
新潟市西区松海が丘４丁目６番８号、前住所新潟市西区寺尾上１丁目２番11号
債務者　阿部　葉子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２２号
新潟県胎内市築地1769番地
債務者　渡邊夕起子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１６９号
新潟県新発田市三日市476番地16
債務者　市川　恵子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１７５号
新潟県胎内市二葉町６番35号　１Ｂ23
債務者　齋藤　佳子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第５２５号
香川県高松市円座町1677番地　グリーンガーデンＤ棟101号
債務者　柳川美智代
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５６２号
香川県さぬき市志度2354番地６
債務者　野﨑　菊美（旧姓大河原）
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第９０号
香川県観音寺市大野原町大野原3562番地、旧住所愛媛県松山市北立花町５番地４　Ｕ１ビル
債務者　宇野　清司
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第２９８２号
名古屋市港区入場町１丁目19番地の２　アズーリ101号
債務者　とうち接骨院こと　田中　宏茂
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２０１号
愛知県清須市西枇杷島町古城１丁目20番地９
債務者　松本亜依子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４４２号
名古屋市千種区宮根台１丁目７番31号
債務者　伊奈　　薫
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４７１号
名古屋市名東区一社２丁目108番地　親和ビル403号
債務者　香川日出子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７１２号
愛知県清須市西枇杷島町十軒裏15番地５
債務者　黒葛原　強
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７２７号
名古屋市名東区梅森坂３丁目512番地
債務者　吉田　美惠
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７３７号
愛知県小牧市新町１丁目457番地　井上宿舎２棟101号
債務者　髙橋　亜紀（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部